


消防関係手続（火災予防分野）に関する窓口への必要な申請・届出部数が1部になりました。

令和3年4月1日から、電子申請サービスを開始にしたことに伴い、規程等を改正し、申請・届出者の負担軽減のため、消防署が窓口となるものについて、全て必要な申請・届出部数が1部になりました。

また、副本の提出が不要となったことから、届出済印を廃止しております。

○電子申請・届出サービスのご利用をお願いします。市HPからご利用できます。

詳しくは、

さいたま市電子申請・届出サービス 



【お問い合わせ先】

さいたま市消防局 各区消防署

（お住まいの区の消防署にお問い合わせください。）



西 区	西 消 防 署	電話	0 4 8 - 6 2 3 - 1 1 9 9
北 区	北 消 防 署	電話	0 4 8 - 6 5 4 - 3 4 5 6
大宮区	大宮消防署	電話	0 4 8 - 6 4 8 - 6 5 0 5
見沼区	見沼消防署	電話	0 4 8 - 6 8 1 - 0 1 1 9
中央区	中央消防署	電話	0 4 8 - 8 5 2 - 9 1 1 9
桜 区	桜 消 防 署	電話	0 4 8 - 8 3 6 - 0 1 1 9
浦和区	浦和消防署	電話	0 4 8 - 8 3 3 - 1 3 1 9
南 区	南 消 防 署	電話	0 4 8 - 8 6 1 - 0 1 1 9
緑 区	緑 消 防 署	電話	0 4 8 - 8 7 3 - 0 1 1 9
岩槻区	岩槻消防署	電話	0 4 8 - 7 4 9 - 0 1 1 9